

# 身体的拘束等適正化のための指針

特定非営利活動法人カンパニユラ

## 1. 目的

特定非営利活動法人カンパニユラでは、「障害者虐待防止法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害者福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を受け、利用者の人権を尊重する「拘束をしない支援」の徹底と職員の虐待防止の意識向上を目的として、本指針を制定する。

## 2. 基本方針

### (1) 当法人内での共通理解

#### ①身体拘束等の原則禁止

緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束及びその他行動制限を禁止する

#### ②身体拘束等の原則禁止

身体的拘束を行う必要を生じさせないために、利用者の特徴を日々の状況から理解し、身体的拘束等の誘発リスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施する。

### (2) 研修の実施

#### ①採用時研修：採用後1ヶ月以内に実施

#### ②継続研修：年1回以上実施

#### ③その他必要や教育や研修（事例検討など）

### (3) 身体的拘束等廃止及び適正化に向けた組織体制

当法人では、身体拘束等の廃止等に向けて身体拘束等適正化検討委員会を設置する。

#### ①設置目的

・身体拘束等防止に向けての現状把握及び改善についての検討

・身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び対応方法（ヒヤリ・ハットの活用）

・身体的拘束等廃止に関する職員全体への周知、指導

#### ②身体拘束等適正化検討委員会の構成

・委員会は管理者を委員長とし、事業所職員及び法人管理職で構成する。

#### ③記録及び周知

・委員会での検討内容を記録、これを適切に作成、説明、保管するほか、委員会の結果について職員全体に周知すると共に虐待防止委員会へ報告し、助言又は指導を仰ぐ。

## 3. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行うときの留意点

身体的拘束を行わない事が原則であるが、緊急やむを得ない場合については、次の運用によるものとする。

### (1) 緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分対応できないような、一時的な事態に限定される。

### (2) カンファレンスの実施

①緊急やむを得ない状況になった場合、委員長又はサービス管理責任者が参加する身体的拘束等適正化委員会において、身体的拘束等による利用者の心身の損害や、身体的拘束等をしない場合のリスクについて検討する。

②身体的拘束等を行う事を選択する前に「**①切迫性**」「**②非代替性**」「**③一時性**」の3つの要件を満たしているかどうかについて検討・確認を行う。なお、3つの要件のすべてを満たす場合であっても、身体的拘束等を行う判断は基本的には行わず、組織的に判断し、かつ、慎重に行うこと。

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的であること。

(3) 利用者、家族に対しての説明

- ①個別面談を行う際に、身体的拘束等の内容、目的、理由を説明し十分な理解が得られるように努める。【様式1】
- ②また、事前に身体拘束について当法人としての考え方を【様式1】により利用者・家族に説明し理解を得ていたとしても、実際に身体的拘束が発生した場合【様式3】と【様式4】をもとに、必ず個別に報告、説明を行う。

(4) 記録と再検討

- ①緊急やむを得ない理由から身体的拘束を行った場合は、その様態及び時間、その際の利用者心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項について記録する。【様式2】
- ②また、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法、改善に向けた取り組み等の再検討を行う毎に随時その記録を加えるとともに、職員間、家族、虐待防止委員会等関係者の間で直近の情報を共有する。【様式4】

(5) 身体拘束の解除（報告）

- ①緊急やむを得ない身体拘束に該当するかどうか常に観察、再検討し、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。
- ②身体拘束を行った場合は、速やかに利用者・家族へ報告する。【様式3】

4. 指針の閲覧について

この指針は、利用者及び家族等が自由に閲覧できるように法人ホームページに掲示する。

附則

この指針は、令和4年10月1日より施行する

## 身体的拘束等に関する説明書

様 (利用者)

身体的拘束等は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

当法人では、身体的拘束等適正化のための指針の基本方針、「身体的拘束等の原則禁止」「身体的拘束等の防止に努める」を共通理解とし、利用者の人権尊重、虐待防止に努めます。

1. 利用者の状態が下記のA, B, Cをすべて満たした場合において、緊急時やむを得ず一時的に身体的拘束等を行うことがあります。
2. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合であっても、早期に解除することを目標に鋭意検討を行います。
3. 緊急時やむを得ず身体的拘束等を行った場合は、「身体的拘束等に関する報告書 (様式4)」及び「身体的拘束等に関する経過観察・再検討記録 (様式3)」にてご報告いたします。

A利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

B身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・支援方法がない

C身体拘束その他の行動制限が一時的である

## 記

4. なお、当法人(事業所)において、やむを得ず緊急、一時的に身体的拘束等を行う可能性のある項目をお示しします。ご理解とご協力をお願いいたします。

## 【項目】

- 自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合 (身体を押さえる拘束等)
- 屋内・屋外移動時の事故等からの危険回避、パニック、発作時等 (身体を押さえる拘束等)
- 飲食、排尿、排便の介助等 (身体を押さえる拘束等)
- 被服や身の回りの物着脱の介助等 (身体を押さえる拘束等)
- 手洗い、うがい、手先の消毒、歯磨き等の介助等 (身体を押さえる拘束等)
- クールダウン等の為の個室利用 (個室閉鎖的な拘束)

令和 年 月 日

施設名

説明者

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏 名

(利用者本人との続柄

印

)



## 身体的拘束等に関する報告書

様 (利用者)

あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしていたため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体的拘束等を行いました。

A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない

C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体的拘束等の方法 〈場所、行為(部位・内容)〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束の開始及び解除	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで

上記のとおり実施したことをご報告いたします。

令和 年 月 日

施設名：

管理者

印

記録者

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について報告を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名  
(利用者本人との続柄

印  
)

